

合 併 協 定 書

上 越 市	安 塚 町	浦川原村
大 島 村	牧 村	柿 崎 町
大 湊 町	頸 城 村	吉 川 町
中 郷 村	板 倉 町	清 里 村
三 和 村	名 立 町	

1 合併の方式

合併の方式は上越市への編入とする。

2 合併の期日

合併の期日は平成17年1月1日とする。

3 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とし、現在の各町村に支所を置くこととする。

4 財産の取扱い

各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用することとする。

特例の期間における上越市の議会の議員の定数は48人とし、編入される町村の区域ごとに選挙区を設け、議員の定数を柿崎町3人、大潟町、頸城村及び板倉町各2人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各1人とする増員選挙を行うこととする。

特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。

6 農業委員会の取扱い

(1) 編入される町村の農業委員会は、上越市の農業委員会に統合することとする。

(2) 農業委員会の委員の任期等については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項及び第2項の規定を適用することとする。

編入される町村の農業委員会の選挙による委員は、40人に限り、引き続き上越市の農業委員会の選挙による委員として在任することとする。この場合において、上越市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

特例の期間は、上越市の農業委員会の委員の残任期間とする。

7 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。

(2) 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。

任用：組織に応じた職制の整理を実施することとする。

給与：合併時における現給保障を原則とする。

配置：組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。

(3) 特別職の職員（三役を除く。）の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。

8 特別職の身分の取扱い

各町村の常勤の特別職の職員（三役）はその職を失うこととする。

9 本庁及び支所の行政組織の取扱い

(1) 本庁

本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。

本庁の組織は、部制とする。

(2) 支所

現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。

支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。

支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。

10 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い

（１）地域協議会

市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。

各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。

協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。

当該区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含む。）の策定及び実施に関すること

当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること

新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること

協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。

協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。

協議会の会議は、必要に応じて開催する。

（２）地域自治組織（仮称）

地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。

11 一部事務組合等の取扱い

（１）構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。

（２）構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。

ただし、新潟県市町村総合事務組合に承継されたもののうち新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合に相当するものについては、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。

12 公社、第三セクター等の取扱い

各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。

なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。

13 町名・字名の取扱い

町名・字名は、原則として現行どおりとする。

ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。

その上で、新潟県議会の廃置分合の議決（合併の決定）までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。

14 慣行の取扱い

市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。

市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。

上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。

15 各種事務事業の取扱い

別冊1の「各種事務事業の取扱い」のとおりとする。


16 新市建設計画

別冊2の「新市建設計画」のとおりとする。

上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村及び名立町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく上越地域合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年7月23日

上越市長

木浦正幸 


安塚町長

矢野学 


浦川原村長

原恒博 

大島村長

岩野虎治 

牧村長

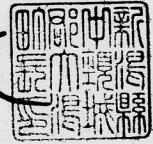
中川耕平 

柿崎町長

楢井辰雄 

大 湯 町 長

渡邊之夫



頸 城 村 長

関田武雄



吉 川 町 長

角張保



中 郷 村 長

吉田侃



板 倉 町 長

瀧澤純一



清 里 村 長

梅澤正直



三 和 村 長

高倉英雄



名 立 町 長

塚田隆敏



立 会 人

上 越 市 田 中 昭 平

安 塚 町 横 尾 新 一

浦 川 原 村 坪 野 要 治

大 島 村 武 田 一 也

牧 村 金 井 純

柿 崎 町 佐 藤 洋 一

大 潟 町 西 田 行 男

頸城村 大場崇夫

吉川町 八木一郎

中郷村 山崎勇

板倉町 宮腰英武

清里村 福保巧成

三和村 近美一郎

名立町 塚田一三